

就労移行支援事業所
就労継続支援 A 型事業所
就労継続支援 B 型事業所

} 管理者 様

さいたま市福祉局障害福祉部障害福祉課長
(公印省略)

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における
在宅支援の取扱いについて（通知）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省・こども家庭庁から令和 5 年 4 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」において、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけの変更（令和 5 年 5 月 8 日以降）に伴う臨時的な取扱いの変更が示されました。

さいたま市においては、令和 2 年 6 月 29 日付「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について（第 2 報）（保福障支第 1486 号）」等でお示ししている本市の臨時的な取扱いのもと、在宅支援希望者に対しては、福祉事務所の決定を経ずに障害福祉課への届出のみでサービス提供を認めていたところですが、当該取扱いが令和 5 年 5 月 7 日を以って終了することとなりました。ついては、令和 5 年 5 月 8 日以降の在宅支援の取扱いについて以下のとおり定めますので、御確認いただき、在宅支援希望者に対し、福祉事務所での手続きを御案内いただくよう、よろしく願いいたします。

記

1 在宅支援の対象者

就労移行支援及び就労継続支援 A 型・B 型のサービス利用者で、コロナ禍における臨時的な対応としてではなく、在宅支援を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると福祉事務所が判断した者

2 福祉事務所への届出書類

- (1) 「在宅支援の利用に関する届出書」
- (2) その他、福祉事務所から求められたもの

3 提出先

各福祉事務所（各区役所 支援課 障害福祉係）

4 その他

- (1) 届出については、支給申請毎（新規・変更・更新）に申請書に併せて提出が必要となります。
- (2) 現在、既に臨時的な取扱い以外で在宅支援を実施している利用者については、次回のサービス更新申請または変更申請（支給量変更に限る）時までには提出不要です。
- (3) 臨時的な取扱いの適用時に提出いただいております「在宅サービス実績報告書」は今後提出不要です。
- (4) 在宅支援を実施する場合の要件については、「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について（厚生労働省障発 0330 第2号）（令和3年3月30日）2（3）在宅において利用する場合の支援について」を御確認ください。
- (5) 福祉事務所において、在宅支援の利用を認めた対象者については、障害福祉サービス受給者証の特記事項欄に「在宅利用」と印字しますので、実施については受給者証をあらかじめ御確認ください。
- (6) 在宅支援の利用対象者については、セルフプランの利用者を除き、計画相談支援事業所に対し在宅支援を実施する旨を情報共有するよう努めてください。
- (7) 在宅支援を実施した日については、国保連請求（伝送）の実績記録票の備考に「在宅利用」と記入してください。
※備考に記入が困難な場合、原本の写しをサービス提供月の翌月15日までに障害福祉課 自立支援給付係まで提出してください。

5 ホームページ

国通知や届出書の様式については市のホームページを御参照ください。

<たどり方>

トップページ > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 障害のある方 >

障害者福祉に関する市の施策など > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等の国保連請求について

URL : <https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p082967.html>

以上

さいたま市福祉局障害福祉部 障害福祉課 自立支援給付係 TEL 048-829-1305 FAX 048-829-1981 e-mail shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp
--